

奈良県告示百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和二年八月十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一六九号
- 三 道路の区域

区間	前			区域変更の前後別
	A	B	A	
吉野郡川上村大字伯母谷 二七五―四先から 吉野郡上北山村大字西原 一〇五五―一先まで	吉野郡川上村大字伯母谷 二七五―四先から 吉野郡上北山村大字西原 一〇五五―一先まで	吉野郡上北山村大字西原 一〇五五―一先まで	吉野郡上北山村大字西原 一〇五五―一先まで	敷地の幅員 メートル
	六・六 三二・三	九・二 三二・五	六・六 三二・三	延長 メートル
	三、七〇〇・〇	一四〇〇・〇	三、七〇〇・〇	備考
吉野郡上北山村大字西原		〇m L 五六・		
	九・二			二号橋

<p>一〇五五―一先から 吉野郡上北山村大字西原 一〇五五―一先まで</p>	<p>吉野郡川上村大字伯母谷 二七五―四先から 吉野郡上北山村大字西原 一〇五五―一先まで</p>
後	
B	C
<p>三二・五 }</p>	<p>四二・五 }</p>
<p>一四〇・〇</p>	<p>二、八一〇・〇</p>
<p>〇m L 五六・</p>	<p>一号橋 L 八二・ 〇m 一号トンネル L 二七一 三m</p>